

説 明 書

国籍・地域

氏 名

上記の者を受け入れるに当たって、下記のとおり的事実に相違ありません。
記

1 申請人を雇用するに至った経緯等

<p>【記載例】申請人は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で従前の勤務先において契約を解除され（人員整理があり／雇止めとなり）、退職することになった者ですが、申請人は、特定技能外国人として就労することを希望しており、当社としては、申請人が特定技能外国人として就労するために必要な技能等を身に付けることができるよう業務を通じて必要な指導、助言等を行うとともに、在留中の日常生活に係る支援についても適切に行ってまいります。</p>

(注1) 新たに「特定活動」（雇用維持支援）の許可を受ける場合には、申請人が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い受入れ機関又は受入れ予定機関の経営状況の悪化（倒産、人員整理等）等により自己の責めに帰すべき事由によらずに当該機関において活動を継続することができなくなった外国人であること又は従前の活動終了後に帰国が困難な状況であることを確認の上で記載してください。

(注2) 「特定活動」（雇用維持支援）で在留した期間が1年に達する者が在留期間の更新を受けようとする場合には、帰国が困難な状況であることを確認の上で記載してください。

2 受入れ機関が、申請人が受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能等を身に付けることを希望していることを確認していること

該当 非該当

3 受入れ機関が申請人に対して支払う報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること

該当 非該当

4 受入れ機関が、申請人が特定技能外国人の業務に必要な技能等を身に付けることを希望していることを理解した上で、申請人の雇用を希望していること

該当 非該当

※ 特定産業分野名： / 業務区分：

(注) 特定技能制度における特定産業分野及び業務区分を記載すること。

5 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること（次の（1）又は（2）のいずれかに該当すること）

(1) 受入れ機関が在留外国人（就労資格に限られず、資格外活動許可を受けた者も含む。）を雇用した実績があること（※1）、又は、受入れ機関において申請人の雇用管理を担当する役職員が過去に在留外国人の雇用管理に従事した経験があ

ること（※2）

該当 非該当

（注）※1又は※2のいずれかを記載すること。

※1 雇用した在留外国人の身分事項等（1名で可）

氏名： 国籍・地域： 性別：
生年月日： 雇用期間： から まで

※2 申請人の雇用管理担当役職員の氏名、当該職員の雇用管理経験等

ア 雇用管理担当職員の氏名：

イ 過去に在留外国人の雇用管理に従事した経験

当時所属していた機関の名称：

雇用管理をした在留外国人の身分事項等（1名で可）

氏名： 国籍・地域： 性別：
生年月日： 雇用期間： から まで

（2）受入れ機関が、外国人の受入れに関して管理又は支援を適正に行うことができる機関（監理団体又は登録支援機関）による適切な指導・助言の下で申請人の受入れを行うこと

該当 非該当

※ 受入れ機関が指導・助言を受ける機関の名称等
名称： 所在地：

6 受入れ機関が、労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること
 該当 非該当

7 受入れ機関及びその役員が法令に違反して刑に処せられていないこと
 該当 非該当

8 受入れ機関及びその役員が暴力団員ではないこと又は5年以内に暴力団員であったことがないこと
 該当 非該当

9 暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者ではないこと
 該当 非該当

10 受入れ機関及びその役員が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者ではないこと
 該当 非該当

11 受入れ機関及びその役員が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことがないこと
 該当 非該当

12 受入れ機関及びその役員が5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことがないこと
 該当 非該当

13 受入れ機関が、申請人が特定技能に移行するために必要な技能等を身に付けるこ

などについて指導，助言等を行うこととしていること

該当 非該当

- 14 受入れ機関等が，申請人の在留中の日常生活等に係る支援（関係行政機関の相談先を案内及び必要に応じて当該機関に同行することを含む。）を行う担当者を確保して適切に行うこととしていること

該当 非該当

※ 支援担当者 所属： 氏名：

（注）支援を監理団体又は登録支援機関において実施する場合を含め，実際に支援を行う担当者について記載すること。なお，複数ある場合は別紙に記載しても差し支えない。

- 15 申請人が雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは，当該雇用契約の相手方である受入れ機関が当該旅費を負担するとともに，当該雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講じることとしていること

該当 非該当

（注）雇用契約の終了後に申請人が特定技能に移行せず帰国する場合に際し，申請人が帰国費用を捻出できないときは，受入れ機関が帰国費用を負担するなどしていること。

- 16 受入れ機関が，申請人を受け入れることが困難となった場合には地方出入国在留管理局に報告することとしていること

該当 非該当

（注1）上記2から16までについて該当するものにチェックマークを付し，必要な記入をしてください。

（注2）上記15について，技能実習を修了等し，本措置へ移行する場合，帰国費用については本人負担が原則となり，本人がその帰国費用を負担することができない場合は，本措置で外国人を受け入れる機関が負担することとなります。

この点について，新たな受入れ機関において外国人に対して十分に説明をし，理解を得た上で雇用契約を締結するようにしてください。

（注3）申請人が今後「特定技能1号」への在留資格変更許可申請又は「特定技能1号」に係る在留資格認定証明書交付申請を行う場合においては，入管法，法務省令，各分野固有の基準への適合性が求められることとなるから，その手続等について関係機関に問合せを行うなど確認を十分に行った上，申請人が円滑に移行できるよう準備を行ってください。

令和 年 月 日

受入れ機関名

※ 5（2）に該当する場合のみ次の記載が必要

指導・助言機関名